

令和4年度第1回

薩摩川内市SDGsチャレンジ協議会

日時 令和4年12月16日(金) 13:30~14:30

場所 薩摩川内市役所 本庁 601会議室

会次第

1 開会

2 市長あいさつ

3 構成団体等紹介

4 議事

(1) 議事第1号 薩摩川内市SDGsチャレンジ協議会設置要綱(案)について
(資料1)

(2) 議事第2号 副会長の選任について(資料2)

(3) 報告第1号 本市におけるこれまでのSDGsに関する取組について(資料3)

(4) 報告第2号 令和4年度の取組状況について(資料4)

(5) 報告第3号 SDGs・カーボンニュートラル登録制度について(資料5)

(6) その他

ア チャレンジメールの配信

イ SDGsに関するアンケート及びヒアリングの実施

5 その他

6 閉会

薩摩川内市SDGsチャレンジ協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるSDGsの達成に向けた取組について、関係団体や関係機関と連携し、総合的に推進するため、薩摩川内市SDGsチャレンジ協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が行うSDGsチャレンジの各種取組への連携・協力に関すること。
- (2) 本市におけるSDGsチャレンジの機運を高めるため、関係団体や関係機関との情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) 本市と協働した、SDGsチャレンジの普及啓発に関すること。
- (4) その他、本市におけるSDGsチャレンジの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、関係団体や機関、本市と包括連携協定を締結している団体その他会長が適当と認める団体をもって構成する。

- 2 協議会に会長1名を置き、会長は市長をもってこれを充てる。
- 3 協議会に副会長2名を置き、構成員の互選により選任する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会の会議は、構成員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

(関係者の出席等)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席若しくは資料の提出又は関係者から意見若しくは説明を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、企画政策課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月15日から施行する。

■薩摩川内市SDGsチャレンジ協議会

No.	構成団体等名称
1	鹿児島県北薩地域振興局
2	薩摩川内市地区コミュニティ協議会連絡会
3	薩摩川内市衛生自治団体連合会
4	社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会
5	薩摩川内市男女共同参画推進実行委員会
6	川内商工会議所
7	薩摩川内市商工会
8	事業協同組合薩摩川内市企業連携協議会
9	北さつま農業協同組合
10	公益社団法人川内青年会議所
11	鹿児島県飲食業生活衛生同業組合薩摩川内支部
12	鹿児島純心女子大学
13	国立大学法人鹿児島大学
14	朝日大学
15	株式会社日本政策金融公庫川内支店
16	株式会社鹿児島銀行
17	株式会社南日本銀行
18	鹿児島信用金庫
19	鹿児島相互信用金庫
20	株式会社宮崎銀行
21	株式会社宮崎太陽銀行
22	株式会社熊本銀行
23	九州電力株式会社鹿児島支店
24	KDDI株式会社
25	大塚製薬株式会社
26	日本郵便株式会社
27	第一生命保険株式会社
28	株式会社薩摩川内市観光物産協会
29	薩摩川内市